

高等学校における特別支援教育についての一考察: 高等学校で「通級による指導」が導入された今

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2023-03-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 杉浦, 昭彦, Sugiura, Akihiko メールアドレス: 所属:
URL	https://senzoku.repo.nii.ac.jp/records/2670

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



高等学校における特別支援教育についての一考察

～ 高等学校で「通級による指導」が導入された今 ～

杉浦 昭彦

Akihiko Sugiura

1 はじめに

東京都教育委員会は、2021（令和3）年度より全ての都立高校において発達障害等の生徒が特別な指導を受けられる環境を整備し、発達障害教育の充実を目的とした通級による指導を開始した。

その3年前の2018（平成30）年度に、「通級」のモデル校として試行されたのが、東京都の西部に位置するエンカレッジスクール校である。私は前年度までその高校に勤務していた関係で準備段階からこの事業に携わってきた。通級による指導は、これまでも小・中学校の特別支援教室で実施されていたが、近年高校への進学率が98%を超えたことで、義務教育終了後もほぼ全ての生徒が高校への進学を希望していることから社会の要請に基づくものとして高校にも導入された。高校での教育は生きていくために必要となる力を身に付け、自立に向けての準備期間として最後の教育機関であり、将来の我が国の発展のためにも果たす役割は大きい。その意味において、高校で通級による指導が実施されたことはとても意義がある。

小・中学校における義務教育とは違い、高校では入学選抜の入試が行われるため学校間での学力差が生まれる。設置された歴史的背景も異なるため、通級による指導を受けるために必要な条件の基準は都立高校全体で統一されながらも、カリキュラム設定や方法等については各学校の事情により様々である。

高校への進学率は高くなる一方、不登校や様々な家庭の事情で学校を去る生徒や定時制や通信制など全日制普通科以外の特色のある学校に通う生徒は年々増え続けている。これらの高校では、様々な課題を抱える生徒と向き合うための特別支援教育、人権に配慮した教育がより必要になるだろう。人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別を少しでもなくすため、教師は人権感覚を磨くとともに、人権課題についての理解と認識を深め生徒の実態や発達段階に応じた指導のために知識・経験を身に付けておくべきだと強く感じている。

小・中学校では特別支援学級や通級指導教室など支援体制が制度化されてきたが、これまでの高等学校ではそのような制度はなく、ごく一部の学校が創意工夫をしながら受け入れている状況であった。今回の通級による指導が高等学校に導入されることによって中学校卒業後の進路先の選択肢が増えることが期待される。私自身の経験を振り返りながら東京都の高等学校における特別支援教育のこれまでの取

り組みを整理するとともに、さらなる充実を目指すための課題と方策について述べる。

2 1986（昭和61）年度から2010（平成22）年度の特別支援教育

2-1 養護学校（高等部）

大学院の修士課程を修了し、1986（昭和61）年度より東京都の養護学校高等部で教員生活が始まった。知的障害をもつ生徒が多く、1クラス15名程度を3名の教員で担当していた。特別支援教育に触れた初めての経験であり、様々な教育活動を通して障害を持つ生徒の成長を見守る中で、日々新たな発見の連続であった。当時は小学部・中学部・高等部と三部がある大所帯の学校で、行事は小学部・中学部・高等部の全校の児童・生徒によって行われ、地域の行事に参加する等活発な教育活動を行っていた。その後、身体面での違いや生徒数が増えたことにより、1989（平成元）年度より高等部が独立して新たな学校として生まれ変わった。

当時の養護学校では、若い教員が多く常に情熱を持ち、皆が生き生きと生徒と真正面から向き合っていたが、自分も含めて障害に対する知識がなく特別支援教育における専門的な資格等も有していない教員が多いという課題があった。時代的背景もあったが、保護者も学校の教育活動に対してとても協力的だった。困難な課題に対しても前向きに取り組めたのは、保護者と学校が生徒のためにお互いの理解と協力の上で足並みがそろっていたからこそと思われる。一つ一つの事象に対して、経験豊富なベテランの教員から学ぶことはとても多く、常に実地の研修の場であった。

その後、学校教育法の改正により全国的に2007（平成19）年度には養護学校は特別支援学校と名称が変更となり今日に至っている。養護学校での経験は教員生活の原点であり、その後の教育に対して生徒を尊重する基本となった。

2-2 全日制課程普通科

次に、全日制的普通科で音楽の教員として経験を積んでいったが、クラス担任や音楽の教科指導を通して、いくつかの共通する課題をもつ生徒の指導に苦慮した。授業中立ち歩く生徒、何度同じ注意をしても理解できない生徒、いつも忘れ物をする注意散漫な生徒、人とのコミュニケーションが苦手な生徒等である。このような発達障害の疑いがある生徒への対応については、徐々に東京都も全体の問題として組織的に取り組むようになっていった。これが発達障害に対する研修会の始まりであった。2006（平成18）年度、発達障害者支援法により特別な支援により支援体制の整備が行われ始め、校内では率先して支援を担当する特別支援教育コーディネーター（校内の関係者や保護者、福祉や医療等の関係機関との窓口を担当する教員）が設置され、校内体制がより明確化された。初期の頃は比較的経験の浅い教員が担当することが多く、毎年のように担当者が変わるため、組織としての体制作りが定着しなかった。各校で少しずつ発達に課題のある生徒や保護者の意向を尊重しながら支援できるようスキルアップ研修が行われ、各学校の校内体制の充実や関係機関との連携方法、生徒に対する効果的な指導内容・方法を図ることで周りの教員にも少しずつ浸透していった。身近にそのような生徒と接する機会、経験がないと具体的な指導のイメージができない教員も多く、どのように対応すればよいかも手探り状態

だった。教員の資質向上のため校内研修で実践例を参考に勉強会が頻繁に行われた。

3 2011（平成23）年度から2021（令和3）年度の特別支援教育

管理職として夜間定時制課程、エンカレッジスクール、昼夜間定時制課程、芸術系の専門学科と勤めてきた中で、新しいタイプの学校において不登校や中途退学、障害がある等、様々な課題を抱える多くの生徒と関わり、これまで以上に特別支援教育についてより深く考えるようになった。学校によって学力、家庭環境、地域の特色などに差はあるものの、課題を抱える生徒はどの学校にも必ずいるのだということを実感した。

初めて管理職として赴任した2011（平成23）年度は、第一次都立高校改革推進計画に基づく取り組みが実施されて10年が経過した時期だった。中高一貫教育校、チャレンジスクール、エンカレッジスクール等多様なニーズに対応した新たなタイプの学校が、設立当時の目標の下、個々の生徒の実態（興味・関心・進路希望等）に合った学びの場として定着し始めた頃である。しかし、毎年のように中途退学者は増え続け、東京都としてもいかにして退学者を減らしていくかが喫緊の課題であった。

3-1 農業系夜間定時制課程

全日制課程と定時制課程の両方を設置している農業系の高校で、夜間定時制は全校生徒合わせても100名に満たない単学級（学年1クラス）の学校である。野菜や草花の栽培、調理に興味を持つ等、作業で身体を動かすことが好きな生徒が多かった。文化祭では、育てた野菜や手作りジャムの販売も行った。定時制と聞くと一般的には勤労青少年として昼間学校に通えない生徒の学校というイメージがあるが、実際は小・中学校で不登校を経験した生徒、学力に課題のある生徒、家庭環境に課題がある生徒等がほとんどを占め、多くの生徒が様々な課題を抱えていた。本人を励まし、家庭をバックアップしながら学校を続けさせて卒業させることが何よりも大切な目標であった。現に定時制課程の学校では、日常会話も難しい外国籍の生徒を積極的に受け入れている。学校の在籍生徒数は少ないものの課題がそれぞれ異なるため、クラス授業から離れて別室で取り出しの授業を行い、問題が起こるたびに家庭を訪問するなど、学校として個別の対応が追い付かない状況であった。

3-2 エンカレッジスクール

2003（平成15）年度にエンカレッジスクールとして設置され、私が赴任した当時まだ十数年しか経っていない新しいタイプの高校で、「小・中学校で力を発揮できなかった生徒に対してやる気を育て励まし応援する」「学習面において遅れがある生徒に対して学習支援を行う」の二つの柱を目標とした全日制課程の学校である。不登校の生徒は少なく、在校生は毎日元気よく登校していた。エンカレッジとは「励ます、勇気づける」という意味に由来しており、学力面、生活面において足りない部分をサポートする学校である。都内には現在6校設置されており、不登校を対象としたチャレンジスクールとは大きく異なる。学力検査による入学選抜は実施せず、基礎から勉強をやり直す「学び直し」を基本方針として、国語、数学、英語の基礎学習を中心に、授業は生徒の習熟度によって分けられた少人数で行

われている。30分単位の授業と50分単位の授業とを併用して生徒の集中力を高めている。2人担任制で、学年団には年齢・男女比をバランスよく配置して生徒を手厚くフォローする体制を作っている。定期考査は行われず、普段の授業での取り組みや小テストを基に評価し、本人の学習到達度を図る手段として学期ごとに一般的な学校の定期考査に当たる確認テストを実施していた。カリキュラムにおいても様々な生徒に対応できるよう体験学習やボランティア活動、自由選択の授業が多く設定され、地域との交流も盛んに行うことにより生徒の潜在能力を引き出している。基礎的な学習を繰り返し実践することで自信を持たせる方針だが、定期考査がない中で体験学習メインでは競争社会に耐えうる人材が育成できるのかということも懸念された。

また、この学校で力を入れていたことの一つに、ユニバーサルデザインの考え方を活用した授業が挙げられる。「ユニバーサルデザイン」とは、文化・言語・国籍・年齢・性別・能力等の違いにかかわらず、全ての人に向けて暮らしやすいように生活環境等をデザインする考え方のことで、あらかじめ障害者や高齢者を想定して日常生活、社会生活の支障となるものを除去していく考え方の「バリアフリー」とは大きく異なる。

この考え方を踏まえて、どの教科においても以下のことを意識して授業を行った。

- ① 学びやすい教室環境、学習環境の整備・・・余分な刺激をなくすため、教室前方は最小限の掲示にする。机が常に同じ位置になるよう床に目印を書く。集中できる落ち着いた環境を整える。
- ② 学習や行動のルールの明示・・・授業の始めと終わりの時間を守り、他の教室に迷惑をかけない。
- ③ 指示・説明のわかりやすさ、見通しのもちやすさ・・・本日の授業のねらい・目標を示す。教員は毎回の授業で手順を一定にする。ICT等視覚的な情報を活用する。
- ④ 特性や学習速度に対応した複数の学習方法や教材・・・個々の生徒の理解度にそって複数の教員が個別に対応する。

以上のように、授業において余分なことを排除し、単純化して生徒が集中出来るよう、また生徒同士で学び合える環境を整えた。全てのクラス、授業が同じ環境で実施されるため、生徒は無駄な神経を使わなくて済み、安心して授業に集中することができた。

入試に関する説明会では、学力判定による試験はないため特別支援学校の高等部と普通科高校との選択肢に迷う保護者から進学についての問い合わせが後を絶たなかった。全日制課程であるエンカレッジスクールに進学を希望する中学生は年々増え続け、普通科の高校に進学させたいという保護者の切なる思いを実感した。しかし、募集定員に満たないと学習意欲のない生徒が入学し、基礎・基本の学びが真に必要な生徒かを見極めることが難しい。

四

エンカレッジスクールについて、一般都民に対して行った意識調査アンケートによると、「①社会の基本的なルールやマナーをきちんと守る生活態度、②自らの将来に目標意識をもち主体的に社会に貢献する態度、③共に社会人として必要となる一般的な知識や教養」を養ってほしいという結果が得られた。

このエンカレッジスクールでは、長年における特別支援教育の活動が評価され、2016（平成28）年度、東京都より通級による指導のモデル校として準備が進められることとなった。

この年は、都立高校改革推進計画の年として2019（平成31）年からの都立高校推進計画・新実施計画（第二次）に引き継がれていった。ここでは、「発達障害教育に係る指導内容の充実と組織的な対

応」が大きな目標として挙げられ、通級による指導についてモデル校での指導の実践を踏まえて本格実施に向けて計画が練られた。

通級モデル校開始に向けて、施設の改修やカリキュラムの編成、指導方法等具体的な内容について近隣の特別支援学校高等部での実践を参考にしながら準備が進められた。

3-3 昼夜間定時制課程（三部制）単位制・普通科

昼夜間定時制（三部制）の単位制・普通科の学校においても課題のある生徒が多く在籍し、通級による指導の本格実施に向けて準備することとなる。4学年8クラスでは校内が手狭で施設的にも教育活動が困難な状況であった。

定時制高校における共通の目標は、他の高校からの転学や中途退学者の再入学を受け入れ、「①多様な生徒に対する指導を充実させる、②3～4年間で卒業できる学校を増やす、③充実した施設を共有できる学校を増やす」ことであった。

3-4 新しいタイプの学校における共通の課題

これまでに勤務した定時制課程、昼夜間定時制課程の学校では、昼間仕事をしていて夜間にしか高校に通うことができない生徒はほとんどいない状況で、不登校の生徒、生活習慣や学習面に課題がある生徒、全日制高校から転学してきた生徒、中途退学を経験した生徒、外国籍の生徒、特別な支援を必要とする生徒など多様な生徒が在籍しており、生徒の状況に応じた指導が多岐にわたっていた。全日制課程の高校と比較すると中途退学者や卒業時の進路未決定者が明らかに多かった。東京都として、その課題のある生徒を少しでも細分化を図り、各課題により対応できるよう「新しいタイプの学校」を設置していった。設置された当初は、目的に合致した生徒が入学していたが、しだいに受検希望者数が増え始め希望に添えない生徒が出てきた。そのため受検生も保護者も本人の個性や能力とは違う入学可能な都立高校を見つけ、学校が本来求める生徒像とは異なるタイプの入学者が増えていった。そこからしだいにミスマッチの生徒が生まれ、新しいタイプの学校間での転学も増えていった。

4 「通級による指導」について

「通級」とは「通級指導教室」のことで、大きな意味で特別支援教育の一つであり、「軽度の障害を持つ児童・生徒を対象として特別な教育課程によって指導を行う制度」である。この仕組みは1993（平成5）年度、正式な制度として小・中学校で始まり、その後時代の流れの中で、2018（平成30）年度から高等学校での実施も制度化された。

対象は、通級による指導を希望する生徒のうち、知的障害がなく、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等があり、通常の学校での学習におおむね参加でき、一部障害に応じた特別な指導を必要とする生徒である。

<対象となる主な障害の種別>

・自閉症・・・円滑な人間関係ができない、周囲の人が考えていることの推測が苦手である等の発達

障害の偏りが見られる。

- ・情緒障害・・・心理的な要因による選択性かん黙等がある。
- ・学習障害 (LD)・・・聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難がある。
- ・注意欠陥多動性障害 (ADHD)・・・年齢あるいは発達に不釣り合いな不注意や衝動性、多動性の状態がある。

次に都立高校で通級による指導の導入に至った背景について述べる。

4-1 都立の小・中学校特別支援教室で通級による指導を受ける児童・生徒数の増加

東京都教育委員会の調査によると、都内の小学校では、特別支援教室の対象者の数が2011（平成23）年度に2,115名だったのに対し2016（平成28）年度には9,442名と約4.4倍にもなり、その年には特別支援教室の導入が開始され、2018（平成30）年度に全都内の小学校に設置された。その数は2020（令和2）年度には21,799名になり、10年で約10倍にも達した。

中学校では、2011（平成23）年度の1,154名に対し、特別支援教室の導入が開始された2018（平成30）年度には2,856名と約2.4倍となり、2020（令和2）年度の時点ではさらに4,493名と約3.8倍にもなった。2021（令和3）年度にはようやく特別支援教室が全都内の中学校に設置された。

指導を受ける生徒・児童は年々増え続け、高校への進学率が98%と高いことに伴い、高校においても特別支援教室の導入が必至となった。

4-2 都立高等学校（エンカレッジスクール）での取り組み

エンカレッジスクールにおいて、2018（平成30）年度から2020（令和2）年度まで、発達障害のある生徒を対象に校内の既存施設を改修しモデル校として通級による指導を開始した。

特徴は、個別による指導が基本であり、一人一人の生徒の障害に応じて内容をアレンジして指導を行った。クラス担任と生徒を指導する教員間で情報交換を細やかに行い、学校全体として一貫した指導ができた。対象生徒の特性を理解することで、よりその生徒個人に合った指導ができ、生徒と教員の関係も向上した。適切な声掛けやアプローチの方法等、校内で試行錯誤しながら改善する中で成果が上がっていった。

4-3 コミュニケーションアシスト講座

モデル校での試行と併せて、2018（平成30）年度より全都立高等学校において「コミュニケーションアシスト講座」も開始された。外部の民間でのデータや資料を活用し、発達障害等のある生徒が学校外で土曜日などを利用して特別な指導・支援を受けるものである。グループでの指導が基本で、用意されたメニューの中から生徒に最適なものを選んで実施していく。都内の東部地区と西部地区に分かれて実施され、現在も行われている。

<コミュニケーションアシスト講座>

①対象生徒

- ・対人関係やコミュニケーションが苦手である
- ・興味や関心が特定なことに偏ってしまう
- ・注意散漫で一つのことに集中できない
- ・落ち着いていることができない、衝動的に行動してしまう
- ・学習において「読み」「書き」「計算」など特定なことが苦手である

以上のような対人関係や集団での活動が苦手で、勉強や部活動、友人関係など学校生活や日常生活に悩み、困っている生徒が対象である。

②プログラム内容

- ・グループや集団で他者との関わりの仕方やチームワークを身に付けたり、コミュニケーションやストレスマネジメントを学ぶ。

③条件

本人および保護者が同意していることが原則で、①8割以上の出席ができること、②講座開始前に面談を受けること、③事業者は在籍校と報告・連絡をすること、④通級指導とこの講座は同時に受けることができないこと、である。

(都立高等学校・中等教育学校後期課程への「通級による指導」の導入についてより)

この講座は、学校外で実施されるため周囲の友達を目を気にする必要もなく、安心して受講できるという利点がある。通年による講座以外にも長期休業日限定の短期講座も設定されており、多様なニーズにも応えられるようになっている。課題としては、学校外のため担任等学校との情報共有に時間がかかり連携が図りにくいという点が挙げられる。

4-4 高校における「通級による指導」の制度化

小・中学校に続いて、2018（平成30）年度より通級による指導が高等学校において開始されることが制度化された。

<通級による指導とは>

高等学校等の通常の学級に在籍している障害のある生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該生徒の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場で行う教育形態。

(高等学校学習指導要領解説総則編より)

4-5 特別の教育課程による指導

- 特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域である「自立活動」に相当する指導。
- 特別支援学校学習指導要領「自立活動」において示されている目標と内容（6区分27項目 ※1別表）について、生徒個々の発達の程度や障害の状態に応じて、実態把握をもとに指導目標を設定。
(都立高等学校・中等教育学校後期課程への「通級による指導」の導入についてより)

以上2点において、通級による指導では、特別の教育課程を編成して通級による指導を実施した。通級による指導では、特別支援において実施されてきた自立活動の目標と内容の中から個々の生徒に必要な項目だけを取り出して自立活動を行い、通常の教科学習における遅れ等を取り戻すことを目的とした指導は行わないこととしている。

4-6 特別の教育課程が編成された場合

通級による指導において、特別な教育課程の編成を実施する場合の配慮事項について以下のように定められている。

- 単位認定・・・生徒が履修し、成果が認められる場合、単位の修得を認定する。
学期ごとあるいは2年以上の年次にわたる修得の認定も可能。
年間7単位を超えない範囲で卒業に必要な単位数に加えることができる。
- 教育課程に加える、又はその一部に替えることができる。
 - ・教育課程に加える場合・・・朝の授業前や放課後等の授業のない時間帯に、通級による指導の時間を設定。
 - ・教育課程の一部に替える・・・他の生徒が選択教科・科目等を受けている同じ時間帯に、通級による指導の時間を設定。
- 通級による指導を替えることができない教科・科目等
必修教科・科目、専門学科において全ての生徒に履修させる専門教科・科目、総合学科における「産業社会と人間」、総合的な探究の時間及び特別活動
(高等学校学習指導要領解説 総則編より)

八

障害のある生徒にとって高校での単位認定は大きな課題の一つであるが、「年間7単位を超えない範囲で」との条件等があるものの、通級での学びが修得単位数に認められるという点は、高校卒業という目標に近づくことができるという点において影響は大きいものである。

4-7 自立活動について

自立活動とは、自立を目指し障害による学習上または生活上の困難さを主体的に改善・克服するために必要な知識・技能・態度及び習慣を養うものである。特別支援学校の教育課程において特別に設けられた障害に対応した指導のことであり、個々の障害に対応した指導として教育指導上重要な位置を占め

る。高等学校では、生徒の障害の特性に応じて、6区分27項目の中より必要な項目を取り出しての実施となる。

高等学校では、主に発達障害に対応するために基本的な生活リズムの中で心身ともに健康な生活の安定を図ること、集団の中での相手との良好なかかわりを持てるようにすることを第一の目標としており、一覧表（※1別表）では、1「健康の保持」の（4）障害の特性の理解と生活環境の調整、および（5）健康状態の維持・改善、2「心理的な安定」の（3）障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲、3「人間関係の安定」の（1）他者とのかかわりの基礎、および（4）集団への参加の基礎、6「コミュニケーション」の（1）コミュニケーションの基礎的能力、の各項目に重点をおいて実施されている。

例えば、「生活のスキルを考える」授業では、自分自身のことを正確に理解し、周りの人とスムーズなコミュニケーションを取れるようにすることを目標として、「普段の生活においてこんな時どうする？」という問いについて、これまでの経験を踏まえて自分の行動パターンを振り返ってみる。自分の周囲で起きている状況を理解した上で、自分と関わる人々を思いやり、お互いに気持ちよく過ごすことができるよう普段の生活を見直している。

自立活動（6区分27項目）

障害の状態の改善・克服を目的とする

※1別表

区 分	項 目
1. 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成 (2) 病気の状態の理解と生活管理 (3) 身体各部の状態の理解と養護 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整 (5) 健康状態の維持・改善
2. 心理的な安定	(1) 情緒の安定 (2) 状況の理解と変化への対応 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲
3. 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎 (2) 他者の意図や感情の理解 (3) 自己の理解と行動の調整 (4) 集団への参加の基礎
4. 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成
5. 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用 (3) 日常生活に必要な基本動作 (4) 身体の移動能力 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行
6. コミュニケーション (障害の状態の改善・克服を目的)	(1) コミュニケーションの基礎的能力 (2) 言語の受容と表出 (3) 言語の形成と活用 (4) コミュニケーション手段の選択と活用 (5) 状況に応じたコミュニケーション

九

5 都立高校における特別支援教育の推進に向けて

東京都教育委員会が2018(平成30)年度、都立高校に行った調査によると、全都立高校生の生徒の3.7%に相当する5,068人に発達障害の可能性があるとの結果が出ている。これら生徒に対する対応策の一つとして高校での通級による指導の充実が挙げられた。モデル校であるエンカレッジスクールにおける試行の結果、特別な学校だけでしか支援を受けることができないのかという中学生および保護者からの不安が上がった。また、自校で受けてほしい生徒と自校以外の場所で受けてほしい生徒の両方のニーズがあり、どの都立高校に進学しても、対象となる生徒が特別な指導を受けることができる環境を整備する必要が急務であるという課題も挙げられた。

実際に実施する上でどの学校においても問題として挙げられたのは、これまでに特別支援教育の経験が少ない高校の教員にとっては、特別支援学校での指導(特別活動)と普通高校での内容の違い、障害の定義等がわかりづらい点であった。これについては、生徒および保護者が通級による指導を希望していること、その上で知的障害のない自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害のある生徒で、通常のクラスでの学習にほぼ参加でき、一部障害に応じた特別な指導を必要とする生徒を特定することである。

高校における通級での指導では、障害による学習上あるいは生活上の困難を理由として改善・克服することを目的とした指導が主であり、小学校から中学校までの基礎的内容を復習するような教科の補習等学習の遅れを取り戻すことを目的とはしていない。このことを学校側、教員側が理解して生徒に対応していかなければならない。

<代表的な発達障害>

- ・自閉症・・・円滑な人間関係ができない、周囲の人が考えていることの推測が苦手である等の発達の偏りが見られる
- ・アスペルガー症候群・・・基本的に言葉の発達の遅れはないが、コミュニケーションの障害、対人関係・社会性の障害
- ・情緒障害・・・心理的な要因による選択性かん黙等がある
- ・学習障害(LD)・・・読む、書く、聞く、話す、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難がある
- ・注意欠陥多動性障害(ADHD)・・・年齢あるいは発達に不釣り合いな不注意や衝動性、多動性の状態がある

(発達障害者支援法 第2条より)

文部科学省の見解によると「知的障害のある生徒」については、生活に結び付く実際の・具体的な内容を継続して指導することが必要であるため、一定の時間だけ取り出して指導を行うことになじまないため通級による指導の対象にはならないということである。障害の認識・判断についての理解には時間と経験が必要と思われる。生徒の個性、障害の程度が一人一人異なるため、学校として未だに悩むことが多々ある。

6 2021（令和3）年度、昼夜間定時制課程における「通級による指導」の実践

6-1 組織・運営について

この学校は、2007（平成19）年度「新たなタイプの定時制高校」として設置され、昼夜間定時制課程（三部制）・単位制高校として、Ⅰ部（3クラス）は午前の時間帯、Ⅱ部（3クラス）は午後の時間帯、Ⅲ部（2クラス）は夜間の時間帯の3つの部に分かれる。不登校、発達障害、知的障害、精神疾患、被虐待、生活困窮、セクシュアルマイノリティ、高齢者など多様な生徒が在籍しており、年々増える外国籍の生徒への対応も課題の一つであった。若手の教員が多く異動による入れ替わりも少なくない。

私が在籍した当時、教育相談部が中心となって特別支援教育を推進していたが、急激に変化する生徒の特性に合わせて試行錯誤しながら分掌の組織改編を行い、最終的に「総合支援部」を設置した。それまでの経験のある教員の個人的活動から、「しる きづく つなげる」をモットーに組織としての動きへと変化していった。校内の分掌間の連携として、教務部におけるカリキュラム編成での通級の在り方、進路部における障害や外国籍の課題に向けての進路実現の援助、各年次の担任から見た日々の様子等、情報の共有を図っている。

この総合支援部は、教員6名（特別支援教育コーディネーターを含む）、養護教諭2名、スクールカウンセラー3名（東京都からの派遣2名、自立予算で学校独自の契約1名）、ユースソーシャルワーカー（福祉及び雇用・就労を支援する非常勤職員、週2回来校）、精神科校医（月1回来校）、日本語指導外部人材（日本語教師3名、授業サポート2名）、非常勤介助職員から成り立っている。

2021（令和3）年度から本格実施の通級による指導に向けて、前年度の2学期末より全生徒に向けて案内を配布し希望者を募った。3名の希望者があり申請に必要な発達検査（WISC-Ⅳ、WAIS-Ⅲ知的能力や記憶・処理能力を図るテスト）を実施、その結果東京都より2名が認定され、1名は知的障害があるという理由で不認定となった。

校内において教科の特性により教員の持ち時間数は異なるが、指導する担当者を決める際、時間数の少ない教員を単純に充てるのではなく、特別支援教育に意欲や関心がある教員を担当者とした。高校通級支援員は東京都教育委員会主催の「コミュニケーションアシスト講座」を受託している業者に依頼し、生徒1名につき教員1名と高校通級支援員で実施した。内容は、生徒の状況等を判断して業者が目標設定や教材を用意、教員が進行する形で進められた。教室の絶対数が足りないため、通級用に教室を固定できず空いている教室を使用した。

2021（令和3）年度からは、入学前の予定者に対して新入生招集日に案内を配布し募集を募った。従来から様々な課題を抱えて入学してくる生徒・保護者に対して事前に学校生活上の悩みや学校のことをより理解していただくため相談日を設けていたが、この機会を利用して発達検査や関係書類の作成を行い東京都教育委員会に申請した。1学期の準備を経て2学期から新たに6名の生徒が加わった。

6-2 「通級による指導」の課題

昼夜間定時制高校における通級による指導の課題としては、以下の点が挙げられた。

①「通級による指導」の対象生徒の特定

通級による指導をスタートさせるにあたり、前年度に申請した1名が不認定となったケースである。東京都教育委員会によると、知的障害があり学校の教育活動全般において支援が必要になるため通級による指導がなじまないということが理由である。知的障害を持ち「愛の手帳」(知的障害者に東京都から交付される手帳)を所持している生徒は通級による指導の制度が使えないということであるが、現実問題として当該生徒が困っているのに通級対象として対応できないのは、現場としては厳しいものがあった。

この事例のような通級指導が認められない生徒に対しては、学校独自で放課後等の空き時間を利用して取り出しの授業を実施する、あるいは外部で行われているコミュニケーションアシスト等を利用して担当業者と学校が相互に連携を図りながら指導していく手段が取られた。常に生徒と個別の対応が必要となるため担当教員の負担は増える傾向であった。

②生徒保護者と学校との考え方の相違

生徒・保護者と学校の通級に対する考えが一致しない点がある。教師は生徒のために通級による指導が必要だと判断しても、障害に対する保護者の考え方に違いがあり通級による指導を受けられないことがある。保護者が積極的に学校側とつながりを持ってくれば困難なことが起こっても協力しながら前進できるが、教師と保護者の足並みがそろわないと難しいところがある。また、学校においても若手からベテラン教員まで経験値に差があり、特別支援教育コーディネーターを中心に通級についての認識を広く確認する必要がある。

③時間割の作成

昼夜間定時制(三部制)の高校では、教員の勤務時間が午前から午後と午後から夜間の2通りがあり、授業の持ち時間数、時間帯に制限が生じる。また、教室の絶対数が足りないため一つの教室を3つの部が使い回す等、時間割を作成する作業が困難であった。今後、カリキュラムの選択教科を厳選して講座数を減らすことや講師の持ち時間数を増やす等で対処せざるを得ない。

7 「通級による指導」のまとめと今後の課題

通級による指導は、2021(令和3)年度、手探り状態の中でのスタートとなったが、「個々の生徒の障害に合ったきめ細かな指導を受けることができる」、「一斉授業ではなく個別対応のため周りの目を気にすることなく安心して授業を受けることができる」、「貴重な学びの場が増える」など、前向きな感想が多く上がった。学校において申請する対象生徒の特定については、これからの重要な課題として慎重に取り組んでいく必要がある。障害を持つ生徒への支援については、今後様々な形で生徒に寄り添えることで、学校の経験とともに充実していくと思われる。

今後に向けての課題として以下を挙げる。

①ベテラン教員の活用と相談体制の確立

校内での教員体制について、学年団は年齢構成・男女比・経験年数等様々であり、それらをバランスよく配置することが望ましいが、現実には難しい。少人数制の授業や特別支援体制を整えるためには多くの人数が必要である。また、特別支援教育を理解している教員の増員も必須である。加えて、障害の特性が多岐に渡る生徒の対応に追われ過労が続き、精神疾患で休職に追い込まれる教員も年々増えている。教員の絶対数が足りないこの状況を打破するには、退職した元教員のベテランの力が必要になるだろう。退職教員を有効活用して支援を得られるようにし、担任は学年主任、特別支援教育コーディネーター等と日頃から相談できる体制を整えることが喫緊の課題である。

②特別支援教育に関する研修会の充実

高等学校では、通級による指導の担当教員は高等学校の教員免許状を有していることが前提であるが、特別支援教育に関する知識や経験は十分とは言えない。今後、現職教員はもちろんのこと新規採用教員を含めた若手教員への特別支援教育の研修機会を充実させることが重要である。その中で、経験豊富な教員による研修会の実施等、実際の生徒の特性に応じたアドバイスが何よりも必要となってくる。その状況を学校全体として共有して広めることで、教員のさらなる資質向上が期待できる。

③特別指導計画の活用と関係機関との連携

教員は、朝の登校指導からクラスのホームルーム運営、通常の授業はもちろん生徒の進路指導や生活指導、放課後の部活動と一日を通して多くの業務を抱えている。それ以外にも突発的に保護者との面談に時間が取られることもあり、週休日にも部活動の練習・試合等と仕事量が多過ぎる。その上、ICT教育、コロナ禍による検温・消毒・黙食指導等、時間的にも精神的にも余裕がなく、生徒に寄り添った指導に専念できないまま多忙感やストレスを感じている教員も少なくない。全ての教員との情報交換は時間的にも難しいため、個別の教育支援計画を用いながら、各関係機関との相談内容、支援方法を具体的に確認できるように資料作成の充実を図ることが望ましい。

社会が刻々と変化する中、医療もこれまで以上に発達し、今まで見過ごされていた障害についての内容・知識についても精度が増して幅広く理解されるようになった。そうした中で障害を持つ生徒を把握する手段も広がり、課題もさらに細分化され、対応の方法も明確化されつつある。どの学校においても各生徒の障害の程度に応じた有効な指導が実施されるよう、環境整備を整えていかなければならない。異動により教員組織も入れ替わるため、年度ごとに学校組織を見直し、これまで積み上げてきた経験と実績を活かして課題を克服していくことで特別支援教育の推進に向けてさらに充実していくことが望まれる。通級による指導は始まったばかりである。

(参考資料)

- 都立高等学校等における特別支援教育の充実 東京都教育委員会（平成22年）
- 東京都特別支援教育推進計画（第二期） 東京都教育委員会（平成29年2月）
- 中学校における特別支援教室の導入ガイドライン 東京都教育委員会（平成30年）
- 都立高校改革推進計画新実施計画（第二次） 東京都教育委員会（平成31年2月）
- 都立高等学校・中等教育学校後期課程への「通級による指導」の導入について（令和2年9月）
- 通級による指導の情報交換会 東京都教育委員会（令和3年10月）

